



## □ 今月号の目次と要旨:

1. **バーゼル条約における規制のあり方を検討:** 先月に引き続き第2回会議を実施。第1回会議の指摘事項を整理して報告書案が提示された。報告書の概要を記載。
2. **【解説】今年度の法改正内容のまとめ:** 本年度実施された法令改正内容をまとめた。カドミウム化合物や水銀廃棄物の処理規制、水銀の大气排出規制、PCB特措法の改正等。概要について再度の確認をお願いしたい。また、その施行日にも注意が必要。
3. **【解説】小型家電リサイクルの取組状況:** なかなか進捗しない小型家電リサイクル。2015年度のリサイクル量は、使用済み製品の1割程度で、目標値にほど遠い。経産省と環境省が公表した取組状況から、自治体の回収方法と認定業者のリサイクル方法に課題が見えてくる。
4. **大掃除の時期の課題:** 会社でも暮れの大掃除に伴い普段発生しない廃棄物が出て来る。過去に会員の方々から頂いた質問を中心にQ&A形式で解説する。
5. **PCB廃棄物の早期処理の推進:** 中四国・九州における処理期限まであと470日。JESCO北九州が対象となる地域の変圧器・コンデンサーの処理期限が迫っている。保管事業者は、要注意。

## 1. バーゼル法における規制のあり方を検討

### ～第2回会議に報告書案を提案～

前月号では、第1回会議の概要について報告した。引き続き、12月8日、中央環境審議会循環型社会部会特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ合同会議(第2回)が開催された。

この会議は、バーゼル法の制定から20年を経た現在の状況を把握しながら、顕在化してきた課題に対応するために、規制の在り方を検討することが目的となっている。今回の会議では、今後のバーゼル法見直しの方向性を示すため、第1回会議での指摘事項を整理して、「報告書案」(2017年3月に発行予定)が作成された。以下、本報告書の概要を記す。

### □ 特定有害廃棄物等の輸出入等の管理に関する制度の概要と施行状況

- ✓ 廃棄物等の越境移動管理に関する枠組み
- ✓ バーゼル法に基づく国内制度の概要
- ✓ 規制対象物と輸出入審査について
- ✓ バーゼル法の施行状況

### □ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する課題と見直しの方向性

- ✓ 我国からの特定有害廃棄物等の輸出
- ✓ 我国への特定有害廃棄物等の輸入
- ✓ 具体的な課題と見直しの方向性
- ✓ 使用済鉛蓄電池の輸出増大等を踏まえた輸出先での環境上適正な管理の確保課題
- ✓ 雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた水際対策
- ✓ 我国からの輸出に係るバーゼル条約に基づくシップバック対応

- ✓ OECD 加盟国向け輸出手続の簡素化
- ✓ 廃棄物処理法とバーゼル法の輸出における二重手続の改善
- ✓ 輸入に係る具体的な課題と見直しの方向性
- ✓ 環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化

### □ 今後の課題

詳細は、次のURLを参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103301.html>

## 2. 【解説】今年度の法令改正内容のまとめ

今年は、水銀廃棄物を中心に有害廃棄物処理に係る法律が改正された。以下、廃棄物ごとに既に改正・施行済み事項(現在対応が必要な規定)と改正・施行予定事項(今後対応が必要な規定)に分けて整理してみた。確認をお願いしたい。

### 1. カドミウムまたはその化合物

#### ◇ 改正・施行済み事項 (廃棄物処理法・2016年3月15日施行)

カドミウムまたはその化合物の以下の基準が変更され、値がより厳しくなった。

- カドミウム又はその化合物における特別管理産業廃棄物の判定基準の変更
- 管理型最終処分場に埋立処分できる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれるカドミウムの量の基準の変更
- 産業廃棄物を海洋投入処分する際に当該廃棄物

に含まれるカドミウムの量の基準の変更

- 廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準、廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準及び安定型最終処分場の浸透水の基準の変更

## 2. 水銀廃棄物(JAAOニュース10月号参照)

### [水銀廃棄物処理(第1段)]

#### ◇ 改正・施行済み事項

(廃棄物処理法・2016年4月1日施行)

- 一部の水銀廃棄物を「特別管理産業廃棄物」(廃水銀等と呼ぶ)として規定。  
以下の特定の施設から排出された廃水銀又は廃水銀化合物が特管産廃となる。
  - ✓ 水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品廃棄物から水銀を回収するための施設
  - ✓ 水銀使用製品の製造の用に供する施設
  - ✓ 灯台の回転装置が備え付けられた施設
  - ✓ 水銀を媒体とする測定機器(水銀使用製品を除く。)を有する施設
  - ✓ 国又は地方公共団体の試験研究機関
  - ✓ 大学及びその附属試験研究機関
  - ✓ 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所
- 特管産廃に該当する廃水銀等に係る収集運搬に係る処理基準及び保管基準の追加

### [水銀使用製品表示等情報提供]

#### ◇ 改正・施行予定事項

(水銀による環境の汚染の防止に関する法律・2016年12月18日施行予定)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行に伴い、表示に係る情報提供に係るガイドラインを作成(当該法律第18条:水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するように努めなければならない)。

「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」等に基づいた表示が求められる。

### [水銀廃棄物処理(第2段)]

#### ◇ 改正・施行予定事項

(廃棄物処理法・2017年10月1日施行予定)

前述の第1段施行に続き改正廃棄物処理法施行令(第2段施行分)施行に向けた準備が進みつつある。省令等改正案についてパブリックコメントが締め切られ、その対応の後(12月予定)、施行予定。改正内容はほぼ固まっているが、改正省令等の公布(来年1~2月予定)で内容が正式に決定する。

- 水銀使用製品産業廃棄物の特定
- 水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物の対象及び水銀回収方法の特定
- 契約書、マニフェスト等への水銀含有産廃である旨の法定記載事項の追加
- 産業廃棄物保管基準(掲示板に水銀含有産廃である旨追加)の追加
- 硫化・固型化方法の指定
- 硫化施設の技術上の基準及び維持管理基準
- 埋立処分に係る判定基準
- 管理型最終処分場の上乗せ措置

水銀使用製品産業廃棄物は産業廃棄物として今後も取り扱われるが上記のような規定が追加される予定。特に、水銀使用製品産業廃棄物として蛍光灯も含まれるため、動向に注意が必要だ。

## 3. 水銀大気

#### ◇ 改正・施行予定事項

(大気汚染防止法・2018年4月1日施行予定)

既に改正・公布されており、改正内容は固まっている。水銀排出施設に該当する場合、改正内容を熟知すると共に施行までに準備が必要だ。

水銀を排出する施設を「水銀排出施設」とし、設置の届出、排出基準の遵守義務、排ガス中の水銀及びその化合物の測定義務を課す。

以下の廃棄物処理施設も該当する。

- ✓ 廃棄物焼却炉(一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉[火格子面積2㎡以上、焼却能力200kg/時以上])
- ✓ 水銀含有汚泥等の焼却炉等(水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱う施

設（加熱工程を含む施設に限る。）（施設規模による裾切りはなし。）

規制対象施設以外であっても、水銀等の排出量が相当程度多い施設であって、その排出を抑制することが適当である施設を「要排出抑制施設」として、水銀等の排出抑制について自主管理基準の設定などの自主的取組を求めていく。

詳細は、「改正大気汚染防止法（水銀大気排出規制）説明会資料」を参照下さい。

[http://www.env.go.jp/air/suigin/post\\_11.html](http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html)

#### 4. PCB廃棄物(JAAOニュース8月号参照)

##### ◇ 改正・施行済み事項

##### (PCB特措法・2016年8月1日施行)

高濃度PCB廃棄物は、PCB特措法に基づき処分期間（計画的処理完了期限）の1年前）又は特例処分期限日（計画的処理完了期限と同じ日）内に処分委託を行わなければならない。

- 高濃度PCB廃棄物だけではなく、使用中の高濃度PCB使用製品についても、計画的処理完了期限より前に廃棄する
- 低濃度PCB廃棄物に関しては、エリアごとの計画的処理期限はなく、平成39年3月31日までに処理を終了する
- 保管・処分等届出書の書式が、若干変更したので、来年6月末までの届出時注意が必要

### 3.【解説】小型家電リサイクルの取組状況

#### ～進まない小型家電リサイクル～

経済産業省と環境省は、12月12日、「産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 小型家電リサイクルワーキンググループ」を開催して、小型家電リサイクルの取組状況を報告した。

経産省・環境省の推計によると、2015年度（平成27年度）1年間に使われなくなった携帯電話やパソコンなどの小型の家電製品は、約58万トンあり、この中に含まれる金やレアメタルなどの貴金属は、およそ700億円分になると推定されている。この貴金属を再利用するため3年前に施行した「小型家電リサイクル法」は、認定業者（現在

49業者）に小型家電の回収を推進することを求めている。

2015年度の小型家電リサイクル量は、市町村が4.7万トン、認定業者が1.9万トンで合計6.6万トンと使用済小型家電のおよそ1割程度にとどまっている。経産省・環境省の回収目標は年間14万トンであり、かなりの量が乖離している。両省は、2018年度に14万トンの回収方針を立案しているが、現在の延長上には達成することは不可能な数字と考える。

49認定業者の内、採算が取れない業者数は6割を超えていることが報告されている。小型家電リサイクルを推進するためには、自治体による回収量を向上させるだけでなく、こうした認定業者が魅力ある事業と思うことが必要条件と考える。

2015年度の市場規模は75億円程度と推定されるが、ここに50社程の認定業者が参入していることを考慮すると、1社あたりの事業規模は1.5億円となり、制度が導入された当初の設備投資額を回収することは容易ではない。その原因として、貴金属等の市況が良くないことも想定できるが、認定業者にとっては、再資源化における生産物の資源価値の向上や効率的な回収システムの実現等、様々な工夫が必要になる。

また、国は、制度の安定的な維持・拡大のために、自治体の回収施策を支援すると同時に、認定業者の採算性確保に関する支援を早急に実現しないと、この制度の発展性はないと思う。

詳細は、次のURLを参照下さい。

[http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/sangyougijutsu/haiki\\_recycle/kogata\\_kaden/002\\_haifu.html](http://www.meti.go.jp/committee/sankoushin/sangyougijutsu/haiki_recycle/kogata_kaden/002_haifu.html)

#### 4. 大掃除の時期の課題

##### ～万全な適正処理の推進!!～

今年も師走となり、大掃除を予定されている方もいるのではないだろうか。大掃除の際は、普段は廃棄予定のない廃棄物も排出が予想され、そういったアドホックな廃棄物の適正処理に注意が必要だ。以下に適正処理喚起のため、Q&A形式で事例を挙げてみた。

**Q1:近くにある関連会社でまとめて処理可能ということで、処理を関連会社に任せて良いか？**

A1:関連会社に処理を任せることは廃棄物処理法

違反になる。廃棄物を排出した各社に排出事業者責任があり、各社で責任を持って処理委託をする必要がある。関連会社に処理を任せてしまった場合、処理委託業者が適正な業許可を持っていない可能性もあつたりするので、各社で自己処理責任の原則の基、適正処理をしなければならない。

**Q2:会社で使用しているパソコンを買い換え、この機会に廃棄しようと考えている。ネットで検索していると、小型家電リサイクル法の仕組みで、宅配便で回収してくれるとのこと。無料回収も実施しており、この仕組みを活用したいが問題ないか？**

A2：会社から廃棄する産業廃棄物に該当する廃パソコンは、小型家電リサイクル法の仕組みを活用することができないので注意が必要だ。小型家電リサイクル法の活用が可能なのは、一般家庭から排出される一般廃棄物に該当するパソコンや小型家電類となる。自治体で設置した小型家電類の回収ボックスに事業活動から出たものを入れることも法違反になる。産業廃棄物に該当するパソコンは、適正な業許可を持つ産廃処理業者かパソコンメーカーが実施している広域認定制度の仕組みを活用して適正処理を実施することになる。

**Q3:乾電池がある程度たまつたので、廃棄予定だが、処理業者まで宅配便で送って良いか？**

A3：宅配便で送ることは廃棄物処理法違反となるので、不可となる。適正な業許可を持った収集運搬業者のもと、委託基準を満たした契約締結の後、運搬する必要がある。

宅配便で廃棄物を送る（運搬する）ことは、その宅配業者が、上記のとおり適正な業許可を持っていないと、先ず不可能と考えて良い。ただし、広域認定制度や家電リサイクル法といった、収集運搬業者の許可取得が不要となる仕組みの中で、宅配業者が登録されている場合は、業許可のない宅配業者でも廃棄物の運搬が可能となる（無論、委託基準等当該活用仕組み内でのルール順守が前提だ）。

宅配便での廃棄物運搬に係る違法事例として、2013年に起きた「有名エステ店での使用済み脱毛用針の宅配便での輸送」がある。この事例では、脱毛用針の医療器具製造販売会社が使用済み針回収用の容器を販売し当該容器を排出事業者であるお客（当該エステ店）に宅配便で送らせ、さらに品名欄には「裁縫道具」と記載するように指示していたというもの。当該エステ店側は『回収方法は本社が指示するはずだが、法律的知識がない店舗が処分方

法を誤っていたとも聞いている。事実関係が確認できれば全店舗への教育を徹底し、再発防止に努める』と回答した。

この事例からは、針販売店の指示に当該エステ店側で何も疑問を持っていなかったようであり、排出事業者としての廃棄物処理法の知識、認識がないのは明らかと言えそうだ。また、針販売側で販促のつもりで、当該使用済み針の回収の仕組みを考えたと予測される。針販売店側に廃棄物処理法の認識、知識があつたのか不明だが、販促、サービスが優先され、廃棄物処理法遵守がいい加減になってしまったと思わせる事例だ。

何か販売している場合、排出事業者側の立場、販売会社側の立場、どちらにもなり得る。排出事業者側の立場では、販売会社側から提案された廃棄方法について、自分に負担が掛からないから、楽だという理由だけで鵜呑みするのは危険なので注意が必要と言える。販売会社側の立場では、サービスを優先するあまり、廃棄物処理法では違反に当たることを強引に推し進めてしまっている可能性もあることを十分認識する必要があると言えそうだ。

廃棄物が増えるこの時期、排出事業者自己処理原則の下、適正処理を丁寧に進めて頂き、良い年をお迎え頂きたい。

## 5. PCB 廃棄物の早期処理の推進

### ～中四国・九州における処理期限まで残り 470 日～

高濃度PCB廃棄物について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の全国5カ所の処理施設ごとに計画的処理完了期限が定められていることを踏まえ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号、以下「PCB特別措置法」）第10条において、保管事業者は高濃度PCB廃棄物の種類ごとおよび保管の場所の属する区域ごとに政令で定める期間内に、高濃度PCB廃棄物を自ら処分し、または処分を他人に委託することが義務付けられている。

特に中国・四国・九州・沖縄各県（JESCO北九州事業所の事業対象地域）に保管されている変圧器、コンデンサーなどについては、2017年度（平成29年度末）までにJESCOに処分委託することが義務付けられており、本年12月15日処分期間の末日まで470日を迎えた。

この機会を利用して、関係省庁及び都道府県市のSNSなどの広報ツールを活用し、高濃度PCB廃棄

物の一刻も早い処理の達成に向けた一斉広報が展開されている。

以下のURLを参照下さい。

- ① ポリ塩化ビフェニル（PCB）早期処理情報サイト（環境省ホームページ）>

[http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb\\_soukishori/](http://www.env.go.jp/recycle/poly/pcb_soukishori/)

- ① <中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）ホームページ>

<http://www.jesconet.co.jp/>

（以上）

11月1日より、弊社は下記に移転しております。

**㈱日本廃棄物管理機構**

〒231-0062

横浜市中区桜木町 1-1-7 TOC みなとみらい 10 階

Tel. 045-228-5363 Fax. 045-894-2116

E-mail: [info@jaao.co.jp](mailto:info@jaao.co.jp)